

尚絅学院大学動物実験倫理委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、尚絅学院大学動物実験等に関する規程第4条第2項および第7条に基づき、尚絅学院大学動物実験倫理委員会の組織及び運営について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、審議し、あわせて関係部局間の連絡調整を図るとともに学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画または教育研修計画（以下「動物実験計画等」という）に関すること
- (2) 尚絅学院大学における動物実験等に関する規程の制定及び改廃に関すること
- (3) 動物実験計画等の実施状況及び結果に関すること
- (4) 飼養保管施設及び実験室（以下「施設等」という）の設置又は変更に関すること
- (5) 施設等の実験動物の飼養保管状況等に関すること
- (6) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い及び関連法令に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (7) 動物実験実施者に対する動物実験等の適正な実施のための指導及び助言に関すること
- (8) 動物実験等の実施状況に関する自己点検・評価に関すること
- (9) 動物実験等の実施に関する情報公開に関すること
- (10) その他動物実験等に関すること

2 前項に掲げる事項のうち第2号に掲げる事項を除いては、動物実験施設管理者と連携して行う。

(組織)

第3条 本委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 動物実験等に関して学識経験を有する者 若干名
- (3) その他学長が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は学長の命を受けて副学長が務め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第5条 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 議決は、出席した委員の過半数による。但し、可否同数の場合は、議長が決する。

- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画することはできない。
- 6 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(審査の基準)

第8条 動物実験計画の審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次の各号に掲げる規程等への適合性によるものとする。

- (1) 「尚絅学院大学動物実験等に関する規程」
- (2) 「動物の愛護及び管理に関する法律」
- (3) 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
- (4) 「動物の処分方法に関する指針」
- (5) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
- (6) 関連する動物実験等に関する法令、所轄庁の指針等

第9条 委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が適正に立案されたか否かを客観的な視点及び科学的合理性の確保について、次項の観点から審査するものとする。

- (1) 動物愛護・福祉および科学的妥当性から当該動物実験が総合的に判断して適当であること。
- (2) 動物実験の目的が明確であり、他に代替する方法がないこと、あるいは、代替する方法を実施することが容易でないこと。
- (3) 使用動物数は、当該動物実験の目的を達成するために必要最小であること。
- (4) 動物に必要以上の苦痛を与えないこと。実験の中断や終了の基準（人道的エンドポイント）が明確に設定されていること。

(審査の実施)

第10条 委員会は学長から審査の付議を受けたとき、申請された「動物実験・教育研究研修計画書」を審査に付し、判定を行うものとする。

- 2 委員会は、必要と認めたときは、動物実験責任者を当該動物実験計画の審査を行う会議に出席させ、審査内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員会は、審査の経過を勘案して、動物実験責任者に対して動物実験計画の変更を勧告することができる。
- 4 審査の判定は次に掲げる表示により行う。
 - (1) 承認
 - (2) 不承認
- 5 審査の委員会は第7条の規定により行う。

(審査の結果)

第11条 委員長は、動物実験計画の審議の結果を学長に報告するものとする。この場合において、審査の結果が前条第4項第2号のときには、その理由を付記するものとする。

- 2 学長は、前項の判定結果を承認するか否かを決定し、別に定める審査結果通知書により、速やかに申請者に通知する。
- 3 委員長は、審議の経過及び結果を文書でもって記録及び保管し、必要と認めたときは公表することができる。

(専門委員)

第 12 条 委員長は、動物実験計画の専門的な事項に関して調査及び審議する必要がある場合、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。但し、議事に加わることはできない。

3 専門委員は、当該専門事項の調査、審議等が終わったときに解任される。

(計画の変更)

第 13 条 動物実験責任者は、第 10 条 4 項第 1 号の判定を受けた動物実験計画等において、計画内容等を変更するとき、速やかに変更内容を申請しなければならない。委員会は、学長からの審査の付議によって、実験計画の変更内容について審査する。

2 前項の審査の方法は、第 7 条から第 10 条に準じて行なう。

(再調査)

第 14 条 動物実験責任者は、第 10 条第 4 項で第 2 号の判定を受けた動物実験計画等において、審査の判定に異議のあるときは、異議に根拠となる資料を添えて、学長に再審査の申請をすることができる。委員会は、学長からの再審査の付議によって、実験計画の再審査を行う。

2 前項の再審査の方法については、第 7 条から第 10 条を準用する。

(動物実験結果の検証)

第 15 条 学長は、「動物実験実施報告書」を受理したときには、速やかに、委員長にその検証を諮問する。委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が適正に履行されたか否かを規程等の遵守状況及び実施結果の適正性の観点から検証する。

(検証の結果)

第 16 条 委員長は、動物実験結果等の検証結果を学長に報告する。この場合、必要に応じて適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の検証結果について、規程等への適合性を把握するとともに、委員会の報告に基づき必要に応じて適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を講ずるものとする。

(委員会の運営)

第 17 条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の議を経て、別に定めることができる。

(事務)

第 18 条 委員会の事務は、総務課が行う。

(改廃)

第 19 条 この内規の改廃は、動物実験倫理委員会の議を経て学長が決定する。

附則 この内規は、2011 年 10 月 25 日から施行する。

2012 年 4 月 1 日 改正